

全建事発第 080 号
令和 4 年 10 月 21 日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男
〔 公 印 省 略 〕

資源有効利用促進法の政省令の改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、自然災害の激甚化・頻発化により、不適切な盛土等による土砂災害リスクが増加し、令和 3 年 7 月には静岡県熱海市で大雨による土石流災害が発生するなど、各地で盛土に起因した大規模な被害が発生しているところです。

このような状況を踏まえ、今般、国土交通省より危険な盛土等の発生を防止するための対策の一環として、資源有効利用促進法の政省令を改正するとともに、改正内容の周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(添付資料)

- ・ 国交省事務連絡
- ・ 別紙 1 政省令改正の概要
- ・ 別紙 2 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等
- ・ 別紙 3 資源有効活用促進法の概要
- ・ 別紙 4 資源有効利用促進法施行令 (改正)
- ・ 別紙 5 資源有効利用促進法判断基準省令 (改正)
- ・ 別紙 6 標準請負契約約款 (新旧対照表)

担当：事業部 沖村
TEL：03-3551-9396
FAX：03-3555-3218
メール：jigyo@zenken-net.or.jp